

青森県教育改革有識者会議設置要綱

(設置)

第1 青森県教育施策の大綱及び教育施策全般にわたる専門的事項について、外部有識者の幅広い見地から助言等を得ることを目的として、青森県教育改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について、知事に対して、助言等を行う。

- (1) 青森県教育施策の大綱に関する事項
- (2) 教育施策全般にわたる専門的事項
- (3) その他、前条の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3 有識者会議の委員は、教育施策について識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱した日の属する年度末までとする。
- 3 委員の任期は更新することができる。

(議長等)

第4 有識者会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、知事参与が務め、会務を総理する。
- 3 副議長は、委員のうちから議長が指名する者をもって充てる。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が不在のときは、その職務を代行し、議長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 有識者会議には、必要に応じて顧問を置くことができる。

(会議)

第5 有識者会議は、必要に応じて議長が招集することにより、開催する。

- 2 有識者会議の議事運営は、議長が務める。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者で適当と認める者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は、青森県総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。